

## 第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直しについて

## 1. 計画について

平成27年度から5年間推進した第一期磐田市子ども・子育て支援事業計画では、「子育ては家庭から」という考えを第一義としながらも、市全体で「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大」、「地域・社会における子育て支援」に向けた施策を実施しました。

令和2年度からは、第一期計画での施策・確保方策を継承し、より発展させることで、本市の「切れ目のない子ども・子育て支援」をさらに推進していくため、第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

## 2. 見直しの背景

市町村子ども・子育て支援事業計画については、令和4年3月に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」により見直しの方針が国から示され、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している（10%以上の乖離がある）場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、量の見込みと大きく乖離している（10%以上の乖離がある）場合には、中間年である計画の3年目を目安に見直しを行うよう要請されているところです。

これを受け、事業計画の中間年の見直しにあたっては、以下の方針とします。

<見直しの方針>

見直しを行う箇所は、磐田市子ども・子育て支援事業計画の第4章「行動計画」及び第5章「計画の目標値等」（P.33～P.68）とし、主に以下の2点を変更する

- ① 当初計画の目標数値と実績値に乖離があるものについては、数値目標などの修正を行う。
- ② 計画に記載された内容（文章）に変更がある場合には変更を行う。

※ 資料（4）、資料（5）の太枠で囲んである事業が、見直しの対象です。